

議案第6号

幸手市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

幸手市印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

市が庁内に多機能端末機を設置し、印鑑登録証明書等を交付することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。